

法曹養成制度改革のための関連四法案（司法試験法、裁判所法、学校教育法、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律）策定にあたって改めて訴える

2019年2月18日

民主主義科学者協会法律部会理事会

民主主義科学者協会法律部会理事会は、今国会での審議が予定されている法曹養成制度改革について、2019年1月6日付声明で、拙速な法曹養成制度の改変に反対し、総合的体系的な検討が必要であることを主張した。

これに対し、法科大学院協会（以下、「協会」と呼ぶ）は、このような根本的な疑問に答えることなく、2月13日付の「会員校の皆様へ」という文書で、①司法試験論文式試験からの専門選択科目の廃止、②廃止された専門選択科目の法科大学院課程における設置・履修の義務付け、③予備試験の論文式試験への選択科目の追加、一般教養科目の論文式試験の廃止、④新しい司法試験の実施時期、という4項目につき、2月20日までに意見を寄せるよう要請した。これは、翌日21日に開催される自民党部会に提出するためであるとされている。

しかし、このような意見聴取のしかたが、法曹養成制度の根幹に関わる改変に見合った合理性を持つものかについて、そもそも疑問がある。

(1) この文書では、意見聴取の対象が司法試験選択科目の扱いと司法試験の時期に関する論点に限定されており、制度改革の重要な論点であるはずの法科大学院在学中の司法試験受験資格の導入の可否が意見聴取の対象とされていない。さらに、これだけでなく、文部科学省において検討されている3+2の法科大学院・法学部の一貫教育との関連性とか、上記の①から④の問題もまた、法曹養成制度全体をどのように体系的に構想するかという全体的視点の下で一体的に議論されなければならないことは明白である。それにもかかわらず、個別の改正法案が、一個の法案に束ねられて提案されており、根本的な課題解決を遠ざけるものになっている。

これを反映してこの文書の①から④の事項についての意見聴取の仕方も、項目ごとに個別に聞くというやり方をとっており、法曹養成制度の抜本的な見直

しについての全体的な観点を捨象して回答を求める設定となっている。

(2) 回答の扱いについても大きな疑問が拭えない。わずか数日の間に会員校は回答を求められており、各校が学内の意見を収集した上でこれをどう処理して協会に回答するのかについて不明である。聴取した生の意見をそのまま何も加工として提示するのか、それとも執行部の権限でそれを何らかのかたちで編集して回答として提示するのか、収集した意見を分析してそれぞれの項目につき会員校の意見として回答するのか、その方法についても特定されていない。結果として、構成員の意見聴取を行わずに執行部の独自の判断に基づいて回答するケースも出るおそれがある。法科大学院制度の根幹に関わる制度改変について、学内民主主義を尊重した手続が保障されないままに、意見表明を求めること自体、抜本的な疑問はぬぐえない。

(3) 協会は、会員校から提出された、取りまとめ方が相違する意見をどのように処理するのか、統一された方法を前提とせずに収集されたばらばらのデータを、立法者は立法の資料としてどのように利用するのか。そもそもこれらのことが不明のまま、会員校がその構成メンバーに意見を求めること自体、手続的な妥当性・相当性について重大な疑問がある。

(4) 協会が本件文書に列挙する①から④の問題は、しかるべき審議体に対して諮問事項として付議し、時間を掛けて熟議に付し、その結論を答申として諮問者が受け止めるべき性格のものではないか。現に3+2の法曹コース制について、文部科学省中央教育審議会法科大学院等特別委員会は、1年以上の時間をかけて審議したものを法案としてまとめたものである。これに対して、司法試験の選択科目や司法試験の時期については、そのような慎重な手続に寄るべきことを一顧だにせず、わずか数日の間で意見表明を求めるという乱暴な手続によっており、在学中の受験資格の導入にいたっては意見聴取の対象にすらしないという対応である。手続面におけるこのアンバランスは、いったいどう理解したらいいのだろうか。

法科大学院協会による会員校意見聴取がもつ以上の問題点から、私たちは、四法案の今国会への提出を見送り、法曹養成制度改革の総合的体系的な検討のための十分な時間と場を確保することを、改めて訴えるものである。